

「長野県家庭的養護推進計画」(平成27年度策定)を全面的に見直し、令和2年度に策定した「長野県社会的養育推進計画」について、前期の計画期間が終了することから、現行計画における課題や令和4年度の児童福祉法改正等を踏まえ、現行計画の見直しを行ったうえで、後期計画(計画期間:令和7~11年度)を策定する

長野県家庭的養護推進計画 (当初は、H27~R11の15年計画)

児童福祉法改正(H28改正)

- 子どもが権利の主体であることの明確化
- 子どもの家庭養育優先原則の明記 等

「新しい社会的養育ビジョン」(H29)

- H28改正法理念の具体化のための提言(厚労省検討会)
- 市町村におけるこども家庭支援体制の構築 等

児童福祉法改正(R1改正)

- 児童の権利擁護
- 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化 等

重大被措置児童虐待(R2)

- 県内FHで発生した虐待事案
- R3に検証を行い、報告書作成

国の専門委員会報告(R3)

- 安心して子育てできる支援の充実
- こどもを中心に考える社会的養育の質の向上
- 上記を実現するための基盤整備 等

児童福祉法改正(R4改正)

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化 等

社会的養護の転換として、**家庭的養護の推進**(里親委託の推進、施設における小規模グループケア化・地域分散化)等の方向性を示す

- 在宅支援や永続的解決等が未提示
- 施設養育が必要な場合が未提示
- 子どものニーズに合った代替養育の抜本的改革は考慮されていない

内容の全面的見直し
計画の名称変更

長野県社会的養育推進計画 (R2~R11) (前期計画R2~R6)

「家庭養育優先原則」を徹底し、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などを網羅

- 一部の数値目標(里親委託率)はあるが、里親や施設の数、各種機関等の整備目標が不明確
- 取組を評価するための指標の設定が不十分

内容の見直し

長野県社会的養育推進計画 (後期計画) (R7~R11)

【計画理念】

- 家庭養育優先原則
- パーマネンシー保障

【見直しの方向性】

- 里親や施設の数、各種機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備目標を設定
- 取組を評価し、PDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定

R12以降の計画は、現時点では未定

社会的養育推進計画(後期計画)の策定スケジュール(案)

| | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------------------|------------|----------|--------------------|--|----|----|-------------|-------|------------|-----------|-----|----|------------|------|
| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 計画策定 | | 課題整理・現行計画検証 | | | | | | | 骨子案 | | 原案 | | 計画案 | | | 策定 |
| | | 計画理念検討 | | 目標値・施策検討 | | | | | | | | パブリックコメント | | | 部局長会議 | |
| 児童福祉 専門分科会 | | | 第2回 分科会 | | 第1回 分科会 | | | | 第2回 分科会 | | 第3回 分科会 | | | | 第4回 分科会 | |
| 社会福祉 審議会 | | 諮問 | | | | | | | | | | (中間報告) | | | 答申 | |
| 意見聴取 (児童) | | | | | | 措置児童ヒアリング <small>(アンケートが難しい い低年齢児童)</small> | | | | | | 懇談会 | | | | |
| 意見聴取 (関係機関 等) | | | | | 計画趣旨説明・ 研修・意見交換 | | | | 施設・里親会ヒアリング | | | | | | | |
| | | 中核市との児相設置に係る意見交換等 | | | | | | | 市町村ヒアリング | | | 児相ヒアリング | | | | |
| | | | | | 専門家等意見聴取 | | | | | | | 専門家等意見聴取 | | | | |
| 実態調査 (アンケート 調査) | | 調査項目検討 | | | 業者選定 | アンケート実施 | | | | 集計・分析 | | | | | | 結果公表 |
| | | 専門家等意見聴取 | | | | | | | | | | 専門家等意見聴取 | | | | |

社会的養育推進計画(後期計画)の記載項目(案)

現行計画

後期計画

(1) 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像

(1) 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像

(2) 子ども自身がもつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

(3) 一時保護改革に向けた取組

(3) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(4) 市町村の児童家庭相談体制の強化

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(5) 児童相談所の強化

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

(6) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

(6) 一時保護改革に向けた取組

(7) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(8) 里親等への委託の推進

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(10) 子どもの自立支援の推進

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

(12) 障害児入所施設における支援

(11) 子どもの養育を地域で支えるための人材育成

(13) 子どもの養育を地域で支えるための人材育成

(12) 計画の推進体制及び留意事項

(14) 計画の推進体制及び留意事項



計画理念を踏まえた各項目の位置付け (こども家庭庁資料等に基づき事務局で整理したもの)

(1) 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底
- こどものニーズの適切な把握と支援への反映



(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- 家庭養育優先原則
- 家庭維持
- 親子関係再構築に向けた取組
- 特別養子縁組等の推進
- 施設等・里親等との協働による家庭復帰支援等
- こどもの情緒・行動上の問題の解消・軽減を図る専門的ケア

【予防的支援による家庭維持】

【家庭復帰に向けた努力】

【代替養育】
(親族・知人による養育)

(特別養子縁組)

(里親・FH委託)

(施設養育)

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組
● 措置
● 意見表明等支援事業

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 妊産婦等生活援助事業の実施
- 特定妊婦等の自立に向けた積極的な支援

(3) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- こども家庭センター設置、支援体制充実のための支援
- 家庭支援事業等の整備・充実(子ども・子育て支援計画との整合)
- 母子生活支援施設の活用
- 児童家庭支援センターの機能強化

(6) 一時保護改革に向けた取組

- 設備・運営基準等を踏まえた体制整備
- 個別ケアの推進

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討
- ショートステイ里親を含む多様な里親の在り方の検討
- 里親支援センターにおける里親支援体制の構築

- 施設養育が必要とされるこどもに対する専門的ケア
- 小規模化・地域分散化に向けた取組
- 家庭支援事業の実施による専門性の発揮
- 一時保護専用施設・児童家庭支援センター整備の検討

(12) 障害児入所施設における支援

- ユニット化等によるケア単位の小規模化の推進

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 理念に基づくケースマネジメントの徹底
- 中核市の意向も踏まえた児相配置の検討

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- 人材確保に向けた取組への支援
- 人材育成のための研修等

(13) 子どもの養育を地域で支えるための人材育成

- 人材確保に向けた取組への支援
- 人材育成のための研修等

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 自立に向けた支援
- 居場所の提供
- 自立援助ホーム以外の場所での児童自立生活援助事業の実施
- 社会的養護自立支援拠点事業の検討

社会的養育推進計画見直し(後期計画の策定)に当たっての調査・ヒアリング等の計画(案)

当事者である子どもの関与

児童福祉専門分科会への参画

計画検討を行う児童福祉専門分科会へのアドバイザー(仮称)としての参加

- ・ 中学生以上の施設入所児童(1名)
- ・ 中学生以上の里親委託児童(1名)
- ・ ケアラーバー2名

アンケート調査

児童・保護者等を対象としたアンケート調査

- ・ 被措置児童(小4以上の全数)
- ・ 被措置児童の保護者(全数)
- ・ ケアラーバー(措置解除後10年以内)
- ・ 県民向けwebアンケート

ヒアリング調査

アンケートでは十分捕捉できない「思い」を計画に反映させるためのヒアリング調査

- ・ 児相職員によるヒアリング(低学年以下)
- ・ 懇談会によるヒアリング

社会的養育を担う当事者からの意見聴取

アンケート調査

施設等の現状や社会的養育を担う当事者の意見(思い)を把握するための調査

- ・ 児童養護施設等アンケート(施設長・施設職員)
- ・ 里親(FH含む)あてアンケート

ヒアリング調査

アンケートでは十分捕捉できない「思い」を計画に反映させるためのヒアリング調査

- ・ 地域ごとの懇談会(施設長、里親)
- ・ 関係団体からのヒアリング

有識者からの意見聴取

ヒアリング調査

各種調査の方法及び計画案等について、有識者の意見を伺う

- ・ 大学等の研究者
- ・ 研修機関
- ・ 支援団体の代表者

市町村(こども家庭支援の一義的窓口)からの意見聴取

アンケート調査

市町村における資源(人的・物的)の現状や市町村の意見を把握するための調査

- ・ 市町村担当課へのアンケート調査

ヒアリング調査

アンケートでは十分捕捉できない意見を計画に反映させるためのヒアリング調査

- ・ 地域ごとの懇談会(市町村)

児童相談所からの意見聴取

アンケート調査等

ケースマネジメントの担い手である児相の意見を把握するための調査

- ・ 児童相談所職員へのアンケート調査
- ・ 児童相談所長へのヒアリング